

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		排水設備設置義務の免除に係る許可
根拠法令及び条項		下水道法第10条第1項ただし書
所管部課係名		インフラ整備部下水道課排水設備係
審査基準	関係条項	下水道法第10条第1項ただし書
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>下水道法第10条第1項</p> <p>公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者</p> <p>二 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者</p> <p>三 道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者</p> <p>※ 第10条第1項ただし書き中「特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合」については別添「昭和38年2月8日建設省都発第19号都道府県知事宛建設省都市局長通知」による。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和2年7月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、上記の条文に定める以外の基準を設定することが困難であるため。)
	設定等年月日	令和 年 月 日設定(令和 年 月 日最終変更)